

参考資料

資料1 児童の権利に関する条約(子どもの権利条約)	90
資料2 児童福祉法(抄)	91
資料3 幼保小連携・接続関連項目(保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領、幼稚園教育要領、小学校学習指導要領より抜粋)	92
●参考文献	93
●えがおわくわく第8版 作成委員	94

資料1 児童の権利に関する条約(子どもの権利条約)

「児童の権利に関する条約(子どもの権利条約)」は、子どもの基本的人権を国際的に保障するために定められた条約です。18歳未満のすべての児童(子ども)を対象とし、子どもを「保護の対象」としてだけでなく、「権利の主体」として捉えています。

1989年の第44回国連総会において採択され、1990年(平成2年)に発効しました。日本は1994年(平成6年)に批准しています。



条約の一般原則

○ 生命、生存及び発達に対する権利(命を守られ成長できること)

すべての子どもの命が守られ、もって生まれた能力を十分に伸ばして成長できるよう、医療、教育、生活への支援などを受けることが保障されます。

○ 子どもの最善の利益(子どもにとって最もよいこと)

子どもにすることが行われる時は、「その子どもにとって最もよいこと」を第一に考えます。

○ 子どもの意見の尊重(意見を表明し参加できること)

子どもは自分に関係のある事柄について自由に意見を表すことができ、おとなはその意見を子どもの発達に応じて十分に考慮します。

○ 差別の禁止(差別のないこと)

すべての子どもは、子ども自身や親の人種、性別、意見、障がい、経済状況などどんな理由でも差別されず、条約の定めるすべての権利が保障されます。

子どもの権利は大きく分けて4つ



生きる権利

○すべての子どもの命が守られること



育つ権利

○もって生まれた能力を十分に伸ばして成長できるよう、医療や教育、生活への支援を受け、友達と遊んだりすること



守られる権利

○暴力や搾取、有害な労働などから守られること



参加する権利

○自由に意見を表したり、団体を作ったりできること

資料2 児童福祉法(抄)

平成28年の児童福祉法改正により、第1条及び第2条が下表のとおり規定されています。これらは、「児童の福祉を保障するための原理」であり、18歳未満のすべての児童に関する全法令の施行に当たって、常に尊重されなければならないものです。

現行	改正前
<p>[児童の福祉を保障するための原理]</p> <p>第1条 <u>全て児童は、児童の権利に関する条約</u>の精神にのっとり、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され、保護されること、その心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉を等しく保障される権利を有する。</p>	<p>[児童福祉の理念]</p> <p>第1条 すべて国民は、児童が心身ともに健やかに生まれ、且つ、育成されるよう努めなければならない。</p> <p>② すべて児童は、ひとしくその生活を保障され、愛護されなければならない。</p>
<p>[児童育成の責任]</p> <p>第2条 <u>全て国民は、児童が良好な環境において生まれ、かつ、社会のあらゆる分野において、児童の年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、心身ともに健やかに育成されるよう努めなければならない。</u></p> <p>② 児童の保護者は、児童を心身ともに健やかに育成することについて、第一義的責任を負う。</p> <p>③ 国及び地方公共団体は、児童の保護者とともに、児童を心身ともに健やかに育成する責任を負う。</p>	<p>[児童育成の責任]</p> <p>第2条 国及び地方公共団体は、児童の保護者とともに、児童を心身ともに健やかに育成する責任を負う。</p>

資料3 幼保小連携・接続関連項目

(保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領、幼稚園教育要領、小学校学習指導要領より抜粋)

●保育所保育指針

第2章 保育の内容 4 保育の実施に関して留意すべき事項 (2) 小学校との連携

- ア 保育所においては、保育所保育が、小学校以降の生活や学習の基盤の育成につながることに配慮し、幼児期にふさわしい生活を通じて、創造的な思考や主体的な生活態度などの基礎を培うようにすること。
- イ 保育所保育において育まれた資質・能力を踏まえ、小学校教育が円滑に行われるよう、小学校教師との意見交換や合同の研究の機会などを設け、第1章の4の(2)に示す「幼児期の終わりまでに育って欲しい姿」を共有するなど連携を図り、保育所保育と小学校教育との円滑な接続を図るよう努めること。
- ウ 子どもに関する情報共有に関して、保育所に入所している子どもの就学に際し、市町村の支援の下に、子どもの育ちを支えるための資料が保育所から小学校へ送付されるようにすること。

●幼保連携型認定こども園教育・保育要領

第3章 指導計画作成に当たって配慮すべき事項 第1 一般的な配慮事項

- 7 幼保連携型認定こども園においては、その教育及び保育が、小学校以降の生活や学習の基盤の育成につながることに配慮し、乳幼児期にふさわしい生活を通して、創造的な思考や主体的な生活態度などの基礎を培うようにすること。

●幼稚園教育要領

第1章 総則 第3 教育課程の役割と編成等 5 小学校教育との接続に当たっての留意事項

- (1) 幼稚園においては、幼稚園教育が、小学校以降の生活や学習の基盤の育成につながることに配慮し、幼児期にふさわしい生活を通して、創造的な思考や主体的な生活態度などの基礎を培うようにするものとする。
- (2) 幼稚園教育において育まれた資質・能力を踏まえ、小学校教育が円滑に行われるよう、小学校の教師との意見交換や合同の研究の機会などを設け、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を共有するなど連携を図り、幼稚園教育と小学校教育との円滑な接続を図るよう努めるものとする。

●小学校学習指導要領

第1章 総則 第2 教育課程の編成 4 学校段階等間の接続

教育課程の編成に当たっては、次の事項に配慮しながら、学校段階等間の接続を図るものとする。

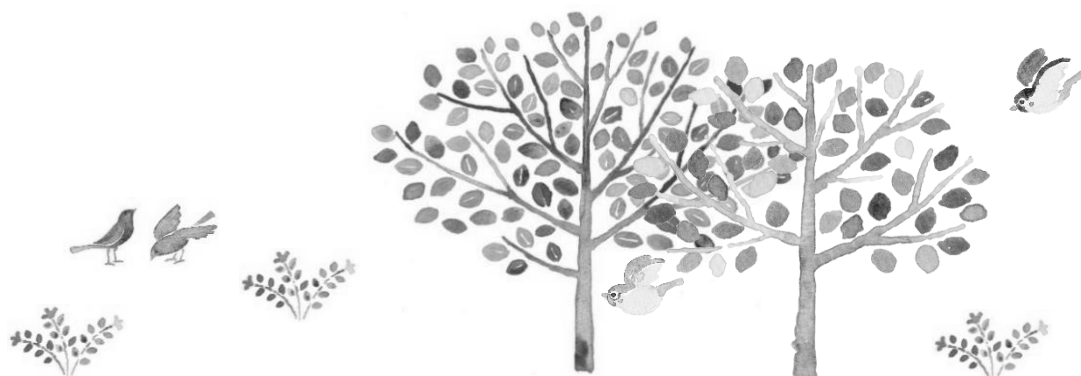
- (1) 幼児期の終わりまでに育ってほしい姿を踏まえた指導を工夫することにより、幼稚園教育要領等に基づく幼児期の教育を通して育まれた資質・能力を踏まえて教育活動を実施し、児童が主体的に自己を発揮しながら学びに向かうことが可能となるようにすること。

また、低学年における教育全体において、例えば生活科において育成する自立生活を豊かにしていくための資質・能力が、他教科等の学習においても生かされるようにするなど、教科等間の関連を積極的に図り、幼児期の教育及び中学年以降の教育との円滑な接続が図られるよう工夫すること。特に、小学校入学当初においては、幼児期において自発的な活動としての遊びを通して育まれてきたことが、各教科等における学習に円滑に接続されるよう、生活科を中心に、合科的・関連的な指導や弾力的な時間割の設定など、指導の工夫や指導計画の作成を行うこと。

参考文献



- 1) 木下 光二 (2019) 「これからの保幼小接続期カリキュラム」 チャイルド本社
- 2) 厚生労働省 (2017) 「保育所保育指針(平成29年3月告示)」 フレーベル館
- 3) 厚生労働省 (2018) 「保育所保育指針解説」 フレーベル館
- 4) 厚生労働省 (2019) 「子どもを中心に保育の実践を考える」
- 5) 文部科学省 (2017) 「幼稚園教育要領(平成29年3月告示)」
- 6) 文部科学省 (2018) 「幼稚園教育要領解説」 フレーベル館
- 7) 文部科学省 (2019) 幼児理解に基づいた評価 チャイルド本社
- 8) 文部科学省 (2019) 「一人一人のよさを未来へつなぐ」(幼稚園教育パンフレット)
- 9) 文部科学省 (2017) 「小学校学習指導要領(平成29年3月告示)(総則編)」 東洋館出版社
- 10) 文部科学省 (2017) 「小学校学習指導要領解説(総則編)」 東洋館出版社
- 11) 文部科学省 国立教育政策研究所教育課程研究センター (2019) 「発達や学びをつなぐスタートカリキュラム(スタートカリキュラム導入・実践の手引き)」
- 12) 文部科学省 国立教育政策研究所教育課程研究センター (2019) 学習評価の在り方
ハンドブック
- 13) 無藤 隆・大豆生田 啓友 (2019) 「子どもの姿ベースの新しい指導計画の考え方」
フレーベル館
- 14) 内閣府・文部科学省・厚生労働省 (2017) 「幼保連携型認定こども園教育・保育要領
(平成29年3月告示)」 フレーベル館
- 15) 内閣府・文部科学省・厚生労働省 (2018) 「幼保連携型認定こども園教育・保育要領
解説」 フレーベル館
- 16) 汐見 稔幸 (2017) 「さあ、子どもたちの『未来』を話しませんか」 小学館
- 17) 草加市教育委員会 (2019) 「草加市 幼保小中一貫教育プログラム」
- 18) 田村 学 (2018) 「深い学び」 東洋館出版社



えがおわくわく第8版 作成委員

<敬称略>

○平成29年度委員

・中央保育園	今川 瑞枝	・日新小学校	飯盛 佑子
・城東保育所	唐津 奈都紀	・高木瀬小学校	伊東 尚子
・城西保育園	木塚 由美子	・富士小学校	井上 泰彦
・若葉保育所	古賀 陽子	・赤松小学校	江頭 良
・真生幼稚園	齋藤 瑠唯	・北川副小学校	小野 真須美
・和泉ふたば保育園	竹下 聖子	・神野小学校	七條 康聡
・本庄幼稚園	永田 千秋	・川上小学校	中島 雅子
・川原保育所	中與 真也	・鍋島小学校	中野 久美子
・白鳩幼稚園	西 幸子	・思齊館小学部	西原 宏一
・成章保育所	野口 聖莉奈	・久保泉小学校	村山 恵子
・西九州大学附属三光幼稚園	杷野 千晶		
	・佐賀市子育て支援部保育幼稚園課 指導主事		中村 妙子
	・佐賀市教育委員会教育部学校教育課 指導主事		平石 実鈴

○平成30年度委員

・中央保育園	今川 瑞枝	・日新小学校	飯盛 佑子
・若葉保育所	植村 憲子	・高木瀬小学校	伊東 尚子
・成章保育所	唐津 奈都紀	・富士小学校	井上 泰彦
・城西保育園	木塚 由美子	・赤松小学校	江頭 良
・和泉ふたば保育園	竹下 聖子	・北川副小学校	川内丸 友子
・本庄幼稚園	時崎 裕子	・神野小学校	七條 康聡
・川原保育所	中與 真也	・鍋島小学校	中野 久美子
・白鳩幼稚園	西 幸子	・思齊館小学部	西原 宏一
・城東保育所	野口 聖莉奈	・若楠小学校	深草 裕子
・西九州大学附属三光幼稚園	杷野 千晶	・久保泉小学校	村山 恵子
・日新こども園	馬郡 佑実		
	・佐賀市子育て支援部保育幼稚園課 指導主事		古賀 陽子
	・佐賀市教育委員会教育部学校教育課 指導主事		松本 佳子

○平成31年度(令和元年度)委員

・中央保育園	今川 瑞枝	・日新小学校	飯盛 佑子
・若葉保育所	植村 憲子	・高木瀬小学校	伊東 尚子
・成章保育所	唐津 奈都紀	・諸富北小学校	井上 泰彦
・城西こども園	木塚 由美子	・赤松小学校	江頭 良
・和泉ふたば保育園	竹下 聖子	・思齊館小学部	江口 理子
・本庄幼稚園	時崎 裕子	・春日北小学校	岡島 健大
・川原保育所	中與 真也	・神野小学校	奥村 知佳
・白鳩幼稚園・白鳩保育園	西 幸子	・北川副小学校	川内丸 友子
・城東保育所	野口 聖莉奈	・西与賀小学校	中野 久美子
・西九州大学附属三光幼稚園	廣橋 祐子	・久保泉小学校	村山 恵子
・日新こども園	馬郡 佑実		
	・佐賀市子育て支援部保育幼稚園課 指導主事		古賀 陽子
	・佐賀市教育委員会教育部学校教育課 指導主事		松本 佳子
	・佐賀市教育委員会教育部教育総務課 指導主事		西原 宏一

(監修) 福岡女学院大学・大学院 坂田 和子 教授

作成委員会の様子（実践例作成中♪）



佐賀市幼保小接続期プログラム「えがおわくわく」第8版

令和2年(2020年)3月

編集・発行

佐賀市(子育て支援部保育幼稚園課)

〒840-8501 佐賀県佐賀市栄町1番1号

TEL:0952-40-7290 FAX:0952-40-7395

E-Mail:hoiku@city.saga.lg.jp

URL:<http://www.city.saga.lg.jp/>

